

## 医療法施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 1. 改正の背景

- 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県は医療計画を定めることとされている。
- 平成29年度に、各都道府県において、第7次医療計画（平成30～35年度）の策定が行われることに先立ち、平成28年5月より「医療計画の見直し等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、現行の第6次医療計画の課題や第7次医療計画に記載が必要と考えられる事項等について議論を進め、同年12月に検討会の意見の取りまとめを行った。
- 当該検討会の意見の取りまとめを踏まえ、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）について所要の改正を行う。

### 2. 改正の内容

- 医療計画に定める5疾病の一つである「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」に改正する。
- 医療計画に定める基準病床数の算定について、
  - ・ 介護施設対応可能数を在宅医療等対応可能数へ見直す
  - ・ 患者の流出入の算定方法を見直す
  - ・ 「長期療養入院・入所需要率」を「療養病床入院受療率」に見直す
  - ・ 精神病床の基準病床数の算定式を見直すための所要の改正を行う。
- 既存病床数等について、無菌病室、集中強化治療室及び心疾患強化治療室の病床を算定することとするための所要の改正を行う。
- 有床診療所について、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進する上での役割が一層期待されることから、病床設置が届出により可能になる診療所の範囲等を見直すための所要の改正を行う。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 法第7条第3項、第7条の2第4項（第30条の12第1項で読み替えて準用する場合を

含む。) 及び第 30 条の 4 第 6 項

#### 4. 今後の予定

- 公布日：平成 29 年 3 月下旬
- 施行日：平成 30 年 4 月 1 日